

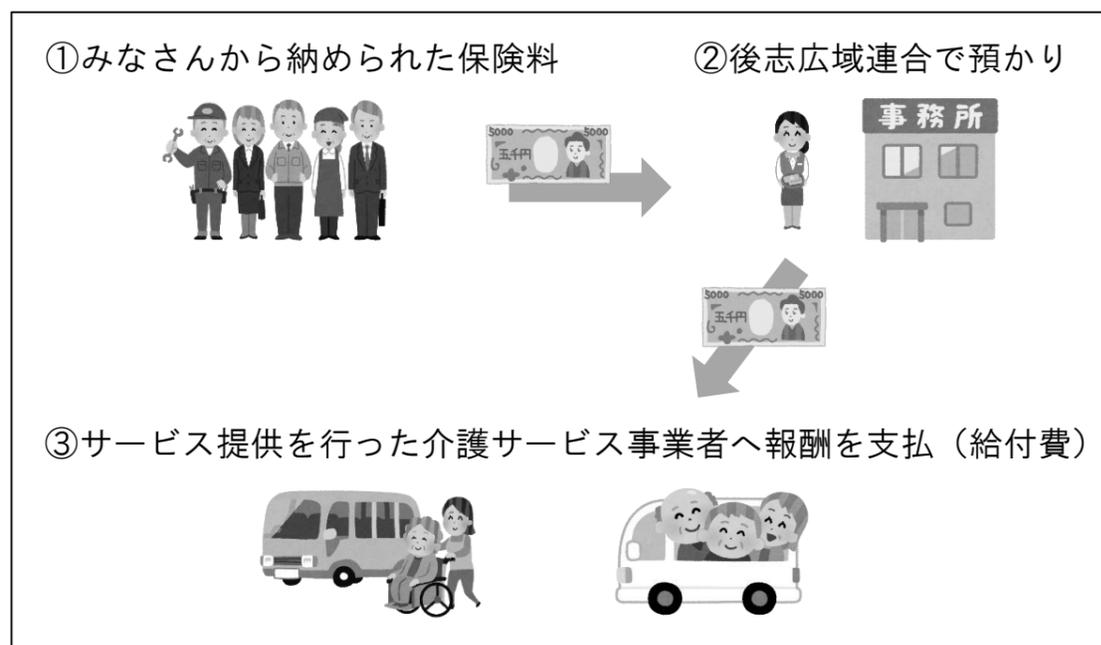
介護保険課からのお知らせ

◇ 介護予防って何？

介護保険料が高い、というお問い合わせを頂くことがあります。



介護保険は皆さんの保険料を元に、介護サービス事業者の事業収入（給付費）として利用されています。



ずばり、介護保険料が高くなる理由は、介護サービスを利用している方が増えると事業者へ支払う報酬（給付費）が増えるため、介護保険料も増える仕組みとなっているためです。

では、介護保険料を上げないためには、どうすればいいのでしょうか？
それは、介護サービスを利用する以前の『介護予防』という点が重要になります。

よく介護予防という言葉を目にすると思いますが、介護予防とは、皆さんの地域で実施されている運動教室や、自宅での体操や体を動かすこと、買い物の計算をすること、散歩をすること、掃除をすること等、身近なことが介護予防につながっています。

住み慣れた地域で長く生活をするためには、介護サービスは必要なものです。ご自分に合ったサービスを上手に選択して、住み慣れた地域で長く生活するために、お近くの地域包括支援センターや、ケアマネジャーの方と相談し上手に介護サービスを活用してください。



このページに関するお問い合わせ： 介護保険課 TEL 0136-55-8013

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp
ホームページ http://www.shiribeshi-kouiki.jp/

第33号 令和3年12月

第4次後志広域連合広域計画(案)の意見募集を行います

後志広域連合では、広域連合を組織する関係町村と連携し、信頼される広域行政を計画的に推進していくために「第4次後志広域連合広域計画」を策定します。計画策定にあたり、広域計画(案)を公表しますので、皆さんのご意見をお寄せください。

- ◇ 広域計画案 各町村役場の総務または企画担当の窓口にありますので、担当職員に申し出ください。
また、後志広域連合ホームページにも広域計画案を掲載しています。
- ◇ 意見の提出方法 任意の書式で住所と氏名を記入の上、郵送・電子メール・広域連合事務所または関係町村への直接書面によるいずれかの方法により、期限までに提出してください。
※電話・口頭での意見は、お受け出来ませんのでご了承ください。
- ◇ 意見の募集期間 令和3年12月13日(月)～令和4年1月12日(水)
- ◇ 意見の取扱い ご意見に対し、個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

介護保険料を納め忘れていませんか？

介護保険料は「年金からの天引き」ができなくなることがあります。その時は、「納付書(納付通知書)」が送付されています。「納付書」は、銀行などの窓口で直接、保険料をお支払いするものです。「納付書」がお手元に届いたときには、納期限までに忘れず納付ください。

◇ 納付忘れにならないために

口座振替をおすすめします。

年金天引きができなくなった場合でも、一度手続きをしておけば、毎年自動的に継続されるので、納め忘れの心配がありません。

口座振替の手続きは、指定の金融機関窓口で申し込むことができます。

不明な点がございましたら、介護保険課 TEL 0136-55-8013までご連絡ください。



このページに関するお問い合わせ： 総務課 TEL 0136-55-8010

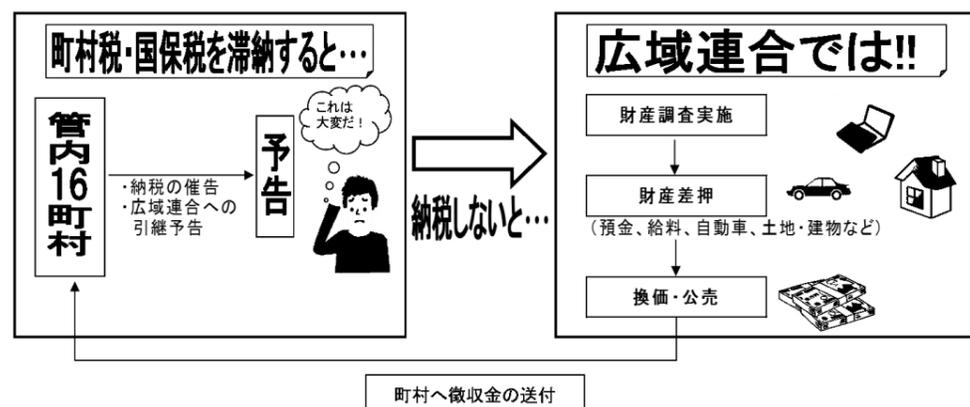
許しません！税金の滞納！！～税務課からのお知らせ～

◇ 広域連合では悪質な滞納者に厳しく滞納処分を実施します。

町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、町村にとって貴重な自主財源です。

財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねません。また、ほとんどの納税者は納期内納税を行っていただいております。このような納税者が報われる（正直者が馬鹿を見ない）社会を実現するためにも、高額・長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、町村から後志広域連合に税金の徴収業務が引き継がれます。

後志広域連合では、引き受けた滞納者について、速やかに徹底した財産調査や捜索を行い、財産が判明した場合は、厳しい滞納処分（差押え）を実施します。



◇ 滞納処分（差押え）を実施します。

後志広域連合では、調査により財産（債権《預金・給料・生命保険等》、動産、自動車《タイヤロックの装着》、不動産《土地・建物》）が判明した場合は、直ちに滞納処分（差押え）を行います。

自動車の差押え
(タイヤロックの装着)



◇ 差押財産の公売（換価）を実施します。

差押えた債権については、後志広域連合が取立てを行い、換価代金を滞納税に充当します。

また、差押えを行った動産、自動車、不動産（土地・建物）については、インターネット公売（K S I 官公庁オークション）などを利用した公売（換価）処分を行い、換価代金を滞納税に充当します。

なお、インターネット公売は全国の公共団体等が出品していて、どなたでも参加できます。

※ インターネット公売についての詳しい内容は、「K S I 官公庁オークション」のホームページをご覧ください。（kankocho.jp）

このページに関するお問い合わせ： 税務課 TEL 0136-55-8011

国民健康保険課からのお知らせ

◇ セルフメディケーションと医薬品の管理について

・自分自身を大切に：セルフメディケーションとは

「セルフメディケーション」は、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」を意味します。健診結果で体調を把握することや、普段から適度な運動と栄養バランスのよい食事、十分な睡眠時間を確保しもとから備わっている自然治癒力を高めることが大切です。OTC医薬品（市販薬）の普及により軽度の不調であれば自分で手当てすることが可能となり、セルフメディケーションに役立てることができます。

・薬剤の数、種類は適正に：ポリファーマシーとは？

ポリファーマシーは必要以上の薬剤が投与されている、または不必要な薬剤が処方されていることで、薬物の有害リスクの増加や誤った方法での服用（服薬過誤）などの問題を引き起こす可能性がある状態を指します。受診する医療機関が複数になることで薬が増えることが主な原因となります。

・ポリファーマシーの解決方法：お薬手帳は一冊ですか？

ポリファーマシーの解決方法として、薬剤の管理を行える「お薬手帳」があります。解決するためには、処方される薬の数や種類を減らせばいいという訳ではございません。急に服薬をやめると症状が悪化する場合があります。医師や、薬剤師に情報を共有することが重要で、そのためには「お薬手帳」を「一冊」にまとめて、受診する際には必ず持参しましょう。

◇ 傷病手当金（新型コロナウイルス感染症）の支給対象期間が延長しました

国民健康保険に加入している被用者（会社等に勤めている方）が、新型コロナウイルス感染症への感染や感染疑いのために仕事を休み、その間給料等が支払われない、又は減額されたとき、「傷病手当金」を支給します。詳しくは各町村国民健康保険窓口へお問い合わせください。

【支給の対象となる期間】

令和2年1月1日～令和3年12月31日の間（入院継続の場合は最長1年6か月まで）
※適用期間が令和3年9月30日までから令和3年12月31日までに延長になりました。

◇ 医療費通知を送付しています

医療費通知は、確定申告の医療費控除の添付資料としても使用可能です。送付月は下記のとおりですが、12月診療分は確定申告の期限に間に合いませんので、ご自身で領収書をご用意してください。

【送付月】 6月（1～3月診療分）9月（4～6月診療分）12月（7～9月診療分）
2月（10～11月診療分）3月（12月診療分）

※再発行できませんのでご注意ください。

◇ 整骨院・接骨院への受診に係る照会にご協力ください

医療費適正化の一環として、国民健康保険で整骨院・接骨院を受診された方に、受診内容の照会をする場合がありますので、照会状が届いた方は回答へのご協力をお願いします。



このページに関するお問い合わせ： 国民健康保険課 TEL 0136-55-8012